



府食第233号  
令和2年3月10日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和2年3月5日付け厚生労働省発生食0305第5号をもって厚生労働大臣から当委員会に対し意見を求められた乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正については、脱脂濃縮乳、脱脂粉乳及び加工乳の原料規格に関するものであること並びに法令上の用語を適切に改める形式的なものであることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。